

## 日本音響学会北陸支部学会活動貢献賞規定（平 27. 4. 11 制定, 平 29. 7. 2 改正, 平 31. 3. 10 改正）

第 1 条 学会活動貢献賞は、日本音響学会北陸支部が行う学会活動の活性化に多大な貢献のあった支部会員に贈呈する。

第 2 条 学会活動貢献賞の受賞資格は、以下の通りとする。

(1) 支部幹事の経験者で、通算在職期間が 4 年以上の者。

(2) 記念行事等の支部にとって重要な活動において多大な貢献を行った者。

第 3 条 受賞者は、原則として年 2 名以内とする。

第 4 条 学会活動貢献賞は、支部総会において贈呈する。

第 5 条 学会活動貢献賞の選定は、日本音響学会北陸支部長、副支部長、同庶務幹事、同会計幹事、同企画幹事により構成される賞選定委員会が行う。支部長を賞選定委員長とし、賞選定委員長が認める者を賞選定委員に加えることができる。

第 6 条 受賞者は、選定委員会委員長の支部役員会への報告により決定する。

第 7 条 本規定は、支部役員会の議を経て変更することができる。

### 付則

1. この規則は、平成 27 年 4 月 11 日から施行する。

2. この規則の改正は、平成 29 年 7 月 2 日から施行し、平成 29 年度から適用する。

3. この規則の改正は、平成 31 年 3 月 10 日から施行し、平成 31 年度から適用する。